

加東市告示第50号

市民の憲章検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成22年7月1日

加東市長 安田正義

市民の憲章検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民憲章の制定に関し、必要な事項を検討し、市長に対し市民憲章案を提案するため、市民の憲章検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 市民憲章についての調査及び研究に関すること。
- (2) 市民憲章案の作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民憲章案の作成に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 一般公募による者
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成23年3月31日までの間とする。

(委員の補充)

第5条 第3条第2項の規定により委嘱された委員に欠員が生じた場合は、市長は速やかに、その後任の委員を委嘱するものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員長が選任する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
 - 3 欠席委員が会議の開会までに、委員長に対し欠席委員以外の委員を代理人とする委任状（別記様式）を提出した場合は、当該欠席委員は会議に出席したものとみなす。
 - 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
 - 5 委員長は、必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

- 第8条 委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(その他)

- 第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年7月1日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この告示の施行の日以後、初めての会議は、第7条第1項の規定に関わらず、市長が招集するものとする。

別記様式（第7条関係）

委任状

市民の憲章検討委員会委員長 様

私は、市民の憲章検討委員会委員 を代理人と定め、第一回市民の憲章検討委員会の議事に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

市民の憲章検討委員会委員
(氏名) ㊞